

活動結果報告書

令和2年3月30日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 健一



下記のとおり報告します。

日 程 令和元年7月11日(木曜日)～令和元年7月12日(金曜日)

活動先 京都市、名古屋市

活動目的 ごみ屋敷条例制定に伴う経過と現状、課題について

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

内容は、別紙のとおり

誠和会（会派）行政視察報告書

1. 視察先 京都市・名古屋市
2. 視察日 令和元年7月11日（木）・12日（金）
3. 視察目的 ごみ屋敷条例制定に伴う経過と現状、課題について

◎京都市（7月11日）

ごみ屋敷の社会的問題になったことから、平成25年11月に「ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチーム」が設置された。

平成26年9月に保健福祉局が中心となり、部長（兼任）を筆頭に専任の担当課長、担当係長が配置された。現在、関係部局には15名が保健福祉局に兼職として在籍している。

平成27年1月に「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び処置に関する条例」（ごみ屋敷対策条例）が施行された。

◎名古屋市

居住内部や、敷地内に大量の廃棄物をため込んだり放置したりして、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす「ごみ屋敷」問題に対応するため、平成30年4月に条例が施行された。「名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例」

平成26年3月に「ごみ屋敷」対応の事務参考マニュアルを作成し、住居の不良堆積物対策推進プロジェクトチームを立ち上げた。

平成27年12月にプロジェクトチームによって条例の内容、運用体制について検討を開始。

平成28年8月にパブリックコメントを実施。

平成29年12月に条例交付。

平成30年4月に条例施行。

「ごみ屋敷」対応策並びに課題

1. まちをきれいにすることを目的に、しっかりとした窓口を設置するとともに、「ごみ屋敷」のほか、老朽危険空家、不法投棄など、地域住民の生活環境にしっかりと対応していくなければならない。
2. 「ごみ屋敷」問題は、住環境の美観を損ねるほか、放火や不法投棄、悪臭や害虫の発生等、住民の生活環境を悪化させるものであり、行政は、しっかりとした状況把握に努め解決方法を見出す必要がある。

3. 「ごみ屋敷」状態にしているのは「人」です。社会福祉協議会等関係機関と連携し、人に寄り添った支援を基本として取組みを推進していかなければならない。

「ごみ屋敷」状態であることを切り口として、必要な支援を本人に届けるきっかけにすることを目指すことが大切であると考えます。当初、社会から孤立していた要支援者に、行政に留まらない様々な支援者が関わり始めると、要支援者を取り巻く支援と見守りの輪が広がり、社会的孤立状態の解消、ひいては孤独死をも防ぐことに発展していく可能性があると思います。

2-1

S

様式第4号（第5関係）

2-3

活動結果報告書

令和2年3月31日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 健一



下記のとおり報告します。

日 程 令和元年11月7日(木曜日)～令和元年11月8日(金曜日)

活動先 大阪市

活動目的 地域公共交通特別講座

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

内容は、別紙のとおり

地方議員研究会 地域公共交通特別講座

令和元年11月7日（木）・11月8日（金）

早稲田大学スマート社会技術融合研究機構
電気車両研究所 研究院 客員准教授 井原雄人

講座内容

- ◎地域公共交通の基礎知識と街づくりへの活用
- ◎CASE・MaaSで変わるこれからの地域公共交通
- ◎地域公共交通網形成計画による地域に合わせた公共交通の構築
- ◎立地適正化計画によるコンパクト・プラス・ネットワークの現実

近年、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

まず、全国の社会情勢を見ても、人口減少・少子高齢化が進展しており、2050年には総人口が1億人以下、高齢化率（人口における65歳以上の割合）は約40%にもなると推計されています。このような人口減少・少子高齢化は、都市圏と地方圏で傾向が異なり、地方圏から三大都市圏へ著しく人口が流失しているために、地方圏における人口減少・少子高齢化は特に深刻な状況となっています。また、地方圏では自家用車の利用が増え、公共交通機関のシェアは近年低下している状況です。

地方圏における地域公共交通は、利用者が減少することにより、交通事業者の経営状況が圧迫され、赤字路線を廃止せざるを得ない等、維持が困難な状況にあります。地域鉄道は約8割の事業者が赤字を抱え、乗り合いバス交通は民間事業者の約7割、公営事業者の約9割が赤字となっています。このように、地方圏における交通事業者は厳しい経営状況に陥っており、地域公共交通はますます衰退し、今後必要な公共交通サービスを受けることのできない地域住民が増加する等、危機的な状況にあると言われています。

地方圏の自動車交通の特徴として、自ら自動車を運転する高齢者の割合が多く、高齢者の交通事故が増加しています。車を運転することができない高齢者は、日常生活において不便な思いをしていることが多く、買い物をするために非常に不便な思いをする「買い物難民」の増加等が問題視されています。

このような、地方圏の交通不便地域に住む高齢者等に向けて、地域公共交通による移動支援が喫緊の課題となっていると説明されました。

越前市における公共交通（市民バス）は、市民の通院や通学、買い物など、日常生活の足となり、さらには今後の交流人口拡大により来訪者に対する市内移動の主要な交通手段を目指さなければなりません。そのためには、行政や交通事業者だけでなく、市民や企業等も

活動の『輪』に参画し、新たな発想を、地域活性化や環境にやさしいまちづくりにつながるよう、また、次代に引き継ぐ持続可能な公共交通システムを構築していく必要があります。

越前市においても、人口減少、少子高齢化が加速し、分散する集落と中心市街地等の連絡強化、地球環境問題への対応など、公共交通（市民バス）を取り巻く課題を解決していかねばなりません。将来持続可能な公共交通システムの維持・拡充に向けて、公共交通利用への積極的な転換を図ることが重要となります。

また、免許を持たない方や、高齢とともに免許証を返納される高齢者等を含む移動制約者の生活交通の確保、さらに越前市への来訪者の主要な市内移動手段としても、公共交通（市民バス）をしっかりと確立していかねばなりません。

そのためには、公共交通（市民バス）を、移動手段の確保や環境負荷の低減として捉えるだけでなく、社会資本の一つとして市民意識を高め、まちづくりとも連携しつつ、快適・便利性の向上を地域と協働で取り組み、越前市の都市力向上を目指していかなければならぬと考えます。

越前市都市計画マスタープランの基本理念を基に、将来都市像の実現のため、しっかりとした施策を開展し、次代につなぐ持続可能な交通手段の確立を目指す必要があります。

2025年には全ての「団塊の世代」が後期高齢者となります。現在利用されている方はもちろん今後利用される方、学生をはじめ若者等幅広くご意見を拝聴し、より良い公共交通（市民バス）を確立していかなければならないと痛感いたしました。さらに近隣市町ともスクラムを組み、さらにより良い公共交通体制を作り上げていかなければならない時期であります。一日も早くしっかりとした体制整備強化を目指していかなければならないと考えます。